

農協の組合員の事業利用量調査（2回目）の結果について

令和2年9月18日
農林水産省

- 1 農協の准組合員の「事業利用の状況」については、平成28年4月に施行された改正農協法附則第51条に基づき、令和3年3月末まで調査することとなっている。
- 2 農林水産省では、平成30年1月から「正組合員」、「准組合員」及び「組合員以外の者」ごとに、
 - ① 信用事業については貯金額・貸出額
 - ② 共済事業については共済掛金の額
 - ③ 購買事業については商品の供給高（販売額）を調査しており、平成31年1月から実施した2回目の調査結果がまとまったところ。
- 3 調査結果としては、
 - ① 共済事業と購買事業については、正組合員の事業利用が中心となっている一方、
 - ② 信用事業のうち貸出しについては、准組合員の事業利用が正組合員を上回るものとなっている。

			合計	正組合員	准組合員	組合員以外の者
信用事業	(貯金額)	第1回	約103兆円	42%	34%	24%
		第2回	約103兆円	42%	34%	24%
	(貸出金額)	第1回	約22兆円	35%	47%	18%
		第2回	約22兆円	34%	49%	17%
共済事業 (掛金の額)	第1回	約5兆円	60%	30%	11%	
	第2回	約5兆円	62%	28%	10%	
購買事業 (供給高)	第1回	約2兆円	71%	14%	15%	
	第2回	約2兆円	72%	14%	14%	